

すまいる新寺保育園 運営規程

(総則)

第1条 この運営規程は、次条に規定するすまいる新寺保育園の運営のため、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）、仙台市放課後児童健全育成事業及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年十月八日仙台市条例第四十四号）及び仙台市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成二十六年六月二十六日仙台市条例第三十一号）その他の関係法令（以下「法令等」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(事業所の名称等)

第2条 株式会社スマイルクルーが設置するこの保育施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 すまいる新寺保育園
- (2) 所在地 仙台市若林区新寺3丁目5-40

(事業の目的及び運営の方針)

第3条 すまいる新寺保育園（以下「当園」という。）は、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育事業を行うことを目的とする。

2 当園は、法令等を順守し、事業を実施するものとする。

3 当園は、保育所保育指針（平成二十年三月二十八日厚労告百四十一号）に準じ、小規模保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供するものとする。

(提供する保育の内容)

第4条 当園は以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

(1) 特定地域型保育

第7条第1号及び第2号に規定する時間において、保育を提供する

(2) 延長保育

第7条第3号に規定する時間において、延長保育を提供する

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 保育の実施にあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 施設長 1名（常勤専従）

職員及び業務の管理を行うとともに、保育内容を統括する。

(2) 保育士 8名（常勤4名、非常勤4名）

専門的知識及び技術をもって、乳幼児の保育及び保護者に対する保育に関する指導を行う

(3) 栄養士 1名（常勤）

乳幼児の発達段階並びに健康状態に応じた献立を作成するとともに、アレルギーやアトピー等への配慮等を行う。

(4) 調理員 1名（非常勤）

栄養士の作成した献立に基づき、給食、おやつ調理並びに調乳を行う。

(保育の提供を行う日・提供を行わない日)

第6条 保育の提供を行う日は、次に掲げる日を除く月曜から土曜日までとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)第3条に規定する休日
- (2) 1月2日、3日及び12月29日から12月31日までの日

(保育の提供を行う時間)

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 保育標準時間認定にかかる保育時間
7時から18時までとする。
- (2) 保育短時間認定にかかる保育時間
8時30分から16時30分までとする。
- (3) 延長保育
ア 保育標準時間の認定を受けた乳幼児へは、19時15分までの間、延長保育を提供する
イ 保育短時間の認定を受けた乳幼児へは、7時から8時30分まで、又は、16時30分から19時15分までの間、延長保育を提供する。

(利用者から受領する費用の種類、支払いを求める理由及びその額)

第8条 当園の特定地域型保育を利用した支給認定保護者は、支給認定により決定した保育料を、当園へ支払うものとする。

2 当園は、前項に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用の支払いを求めるものとする。

- (1) 延長保育料
ア 保育標準時間利用時間帯を超える利用
A・B階層 無料
C1階層～ 最初の1時間まで 第1子月額3,000円、第2子以降月額1,500円
イ 保育短時間利用時間帯を超える利用
A～C5階層 無料
C6階層～ 第1子月額1,000円、第2子以降月額500円
ただし、11時間を超えた場合は、アに記載の料金とする。
- (2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等
ア 敷き布団レンタル代 月額200円 (0、1、2歳児)
イ 個人帽子代 初回870円 (1、2歳児のみ)
ウ 連絡帳代 随時150円 (0、1、2歳児)
エ 日本スポーツ振興センター共済掛金 年額200円 (0、1、2歳児)

(乳児、幼児の区分ごとの利用定員)

第9条 当園の利用定員は以下のとおりとする。

- (1) 満二歳 8人
- (2) 満一歳 8人
- (3) 乳児 3人

(利用の開始に関する事項)

第10条 当園は、仙台市が行う、子ども・子育て支援法第四十二条第一項の規定によるあっせん及び要請並びに児童福祉法第二十四条第三項の規定による調整及び要請に対し協力するものとする。

2 当園は、保育の提供を求められた場合、支給認定保護者に支給認定証の提出を求め、支給認定の有無、支給認定こどもの年齢、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確認するものとする。

3 当園は、保育の利用の申込みを行った保護者に対して、本運営規程の概要など利用申込者が保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を用いて、説明を行い、保育の提供について申込者の同意を得、別に定める契約書を取り交わすものとする。

4 当園は、保育の提供に際して、乳幼児の心身の状況、その置かれている環境、他の保育施設等の利用状況等の把握を行うものとする。

(利用の終了に関する事項)

第11条 当園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。ただし、第一号に該当する児童が特例給付の対象となる場合については、仙台市と協議のうえその取り扱いを決定するものとする。

- (1) 利用乳幼児が満三歳に達した年度の3月31日を経過したとき
- (2) 保護者が支給認定要件に該当しなくなったとき
- (3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。ただしこの場合は、事前に仙台市と協議を行うものとする。

(利用にあたっての留意事項)

第12条 当園は、保護者が偽りその他の不正な行為によって地域型保育給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して仙台市に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第13条 当園は、当園における事故に関して、仙台市が提供する「保育所における安全管理マニュアル」に準拠した対応を行うものとする。

2 当園は、保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合に円滑に損賠賠償を行うため、当園を被保険者とする別添の賠償責任保険に加入する。

(非常災害対策)

第14条 当園は、地震、津波、火災、台風又は風水害等の災害に関して、仙台市が提供する「保育所防災マニュアル」に準拠した対応を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 当園は、利用乳幼児の虐待の防止に関して、仙台市が提供する「仙台市児童虐待対応マニュアル」に準拠した対応を行うものとする。

附則

この規程は、平成二十九年四月一日より施行する。